

伊丹市立保健センター通話録音装置取扱要綱（令和８年９月制定）

（趣旨）

第１条 この要綱は，伊丹市立保健センター（以下「保健センター」という。）における業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに不当要求行為等への適切な対応を図るため，通話録音装置の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 保健センターと外部との間における電話機での通話内容を自動的に録音し，又は記録する機器で市長が管理するものをいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音し，又は記録された音声をいう。

（管理責任者の設置等）

第３条 市長は，録音データの管理及び運用を適正に行うため，管理責任者及び取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

- ２ 管理責任者は健康政策課長を，取扱責任者は健康政策課長が指名した者をもって充てる。
- ３ 管理責任者は録音データの管理及び運用に係る事務を統括する。
- ４ 管理責任者等は，録音データにより知り得た情報を第三者に提供し，又は不当な目的に利用してはならない。
- ５ 管理責任者は，市民等から通話録音装置の設置，運用等について苦情を受けたときは，迅速かつ適切に対応しなければならない。

（取扱責任者の事務）

第４条 取扱責任者の事務は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 通話録音装置及びその関連機器（以下「通話録音装置等」という。）が正常に作動しているかを適宜確認すること。この場合において，通話録音装置等の異常を確認した場合は，直ちに管理責任者に報告すること。

(2) 管理責任者の指示を受けて、録音データを複製し、及び加工し、並びに当該録音データを記録した媒体を保管し、並びに当該録音データを消去すること。

(3) 録音データの複製、加工、媒体の保管、消去の管理状況を記録し、管理責任者に報告すること。

(管理責任者が講ずべき措置)

第5条 管理責任者が講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通話録音装置等の操作をし、又は録音データの確認を行う場所は、外部から見通すことができない場所とすること。

(2) 通話録音装置等の操作をし、又は録音データの確認を行うに際し、これらを行う者を識別するための方策を講じること。

(通話録音装置の使用等の公表)

第6条 市長は、通話録音装置の設置、運用及びその利用目的について、市のホームページ等により公表するものとする。

(個人情報保護)

第7条 市長は、個人情報保護について、関係法令等を遵守し、通話録音装置の運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、録音データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 母子保健課長が通話した者から当該録音データの提供を求められたときは、管理責任者と連携し、関係法令等の規定に基づき、適切に対応するものとする。

(録音データの保存期間)

第8条 録音データの保存期間は、通話の日から30日間とする。ただし、当該保存期間中に電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされたときは、その日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、保存期間を延長することができる。

(1) 法令に定めがある場合。

(2) 犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合。

- (3) 前各号に掲げるもののほか、通話録音装置の設置目的を達成するため、特に必要があると認める場合。

(録音データの提供)

第9条 母子保健課長は、次のいずれかの場合であって必要があるときは、当該録音データの提供を管理責任者に依頼するものとする。

- (1) 伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号）による情報公開の請求及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）による保有個人情報の開示請求に対応する場合。
- (2) 脅迫、恐喝その他不当要求行為に該当する場合であって、刑事事件その他の争訟に発展するおそれがあると認められる場合。
- (3) 通話の内容について民事訴訟その他の争訟手続において証拠を保全する必要があると認められる場合。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要がある場合。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通話録音装置の設置目的を達成するため、特に必要があると市長が認める場合。

(録音データの保存等)

第10条 前条の規定により依頼を受けた管理責任者は、相当と認める場合は、当該依頼に係る通話録音装置の録音データを特定の上、母子保健課長に交付するものとする。

- 2 前項の録音データは、録音し、又は記録したときの状態で保存し、管理責任者及び母子保健課長は内容の変更等をしてはならない。
- 3 母子保健課長は、交付を受けた録音データについて、その目的が達成されるなど、保存する必要がなくなったときは、速やかに廃棄しなければならない。
- 4 交付を受けた録音データについては、次の各号に掲げる場合を除き、複製してはならない。
 - (1) 不当要求行為があったと認める場合であって、通話録音装置の設置目的を達成するために特に必要であると管理責任者が認めた場合。
 - (2) 開示請求等があった場合。

5 前項の規定により複製する場合は、母子保健課長は、外部記録媒体へ保存し、その旨を管理責任者に報告するものとする。

（目的外利用等の禁止等）

第11条 録音データは、通話録音装置の設置の目的以外に利用してはならない。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。

2 録音データは、法令に基づく場合を除き、第三者に提供してはならない。

付 則

この要綱は、令和8年9月8日より施行する。